

クリュニー修道院における conversusの変化とその背景

滝 沢 香代子

古来から修道院では修道士の宗教活動を保証する必要上、世俗的業務に専念する人々の存在が不可欠であった。この意味で院内は二階層に区分されえる。俗人層の中では conversus が良く知られており、この conversus を本格的に導入したのがシトー会であった。同会はそれまでの教會的・封建的・領主的諸収入の一切を拒否し、自らの労働収益によって生計をたてるために自家経営 *Eigenbewirtschaftung* にのりだしたが、修道士は典礼の勤めの上にさらに労働に従事することが困難であったため、その不足を補うべく conversus が登場したのである。⁽¹⁾したがってシトーに典型例を見る conversus は、俗人で生涯修道院経済の担い手として働いた固定した身分の者達である。一般に助修士 *Laienbruder* と訳されるのはこの範疇の人達である。他方同じ conversus と称されても12世紀以前に現われるものは、この手仕事を担う conversus と大分様相を異にしているといわれる。そこで本稿は、11・12世紀に西ヨーロッパを席卷した大修道会クリュニーについてこの conversus のあり方を跡付けてみたい。ここではまず11世紀の conversus について考察、さらにシトーに代表される新しいタイプの conversus の出現とその背景について論を進めていく。

11世紀当時人々が修道院でいかに生活したかは、慣習規定 *consuetudines* に窮うことができる。⁽³⁾人々がどのように組織されていたかを問題にしよう。クリュニーへ来た修道志願者は1年間の修練期を経た後、誓願を立てる。このとき修道院長は各人に与えられた恩寵に基づいて今後教会で「読み歌うことができる者はこれを行うように。それができない者は燭台と香炉を運ぶように」命じている。⁽⁴⁾さらに司祭 *sacerdos* と助祭 *levita* はその職務に就く前に、どのように叙品されたか、知識がどのくらいありかのような自覚であるか調査された。修道院の

人的機構について K・ハリンガーは、幼少時に修道院へ入った nutritus と成人してから自らの意志で入った conversus に二分し、その下に奉仕人 Dienstleute⁽⁵⁾ の存在を認めた。しかし誓願後各自の能力に合わせて職務が分担されたことから、成人の入会者にも区分が必要である。こうして N・ハントや W・テスケは⁽⁶⁾ 修道士を puer, cantor, conversus にわけた。W・テスケによれば教育を受けている最中の児童、聖職者修道士 Klerikermönch、俗人修道士 Laienmönch である。この三区分に係って、修道士の使用する手拭の一節が興味をひく。ウゲルリクスの慣習規定によると「一本は puer のものである。二本目は cantor のものである。三本目は idiota のものである。」これに対してベルナルドゥスは五本あげて、「一本は puer すなわち中位者のものである。二本は sacerdos と levita すなわち上位者のものである。残りの二本は、その他の cantor と下位者である conversus のものである。」⁽⁷⁾ ことから puer と並んで、conversus つまり idiota のグループが、さらに sacerdos と levita を含む cantor のグループが確認され、それぞれ中位・下位・上位に位置づけられたことがわかる。つまり conversus はラテン語の読書きの能力を欠く、修道士の中でも下位に設定された存在なのである。

このような状況におかれた conversus の担った仕事を見ると、第一に目につくのがミサ聖祭のときに十字架と香炉の捧持者として現われることである。⁽⁸⁾ conversus は司祭、助祭、児童とともに典礼の聖祭に加わっているが、ミサの侍者として servitor ecclesiae と形容される存在にすぎないのである。また祝日の行列 processio に際して conversus が主に担ったものは十字架・燭台・香炉・聖水である。⁽⁹⁾ これに対して他の者達が何をもったかを見ると、cantor(senior, sacerdos) が聖遺物を持ち、puer (infans) が福音書のテキストをもつといった具合である。持つものの重要度からも conversus のおかれた状況がうかがえる。さらに象徴的なのは週ごとに交代する厨房の当番で、conversus は聖職者修道士とともに働いたが、大ミサ major missa に cantor が出席したのに対し conversus は厨房にとどまっている。⁽¹¹⁾ 典礼に関して cantor ほど必要視されていなかったことがわかる。また死者の沐浴・運搬は死者と同じ品級 ordo のものによって為されることが規定されている。⁽¹²⁾ 聖職者修道士と俗人修道士の差は歴然としたものだった。

この差は当時の conversus の呼称にも確認される。すでに見たように慣習規

定の比較から conversus は *idiotus* と代替しうる概念である。従って「詠唱することのできない conversus」⁽¹³⁾と記されているのは同じ脈絡からといえる。「我々が conversus と呼ぶ無学な者 *illiteratus*」⁽¹⁴⁾もある。くしくも G・コンスタブルは「11世紀の終りにはクリュニー修道会の conversus の第一の特徴は、成人として入会したことなく無学で品級を有せず故に cantor の仕事を行い得ないことであった」⁽¹⁵⁾と語っている。悪名高きクリュニーの祭式偏重主義の中で、典礼の細緻化は cantor と conversus の溝をますます深めていった。だが本来修道院共同体における順位は、修道院長が特別な決定によって昇進・格下げした者を除き、修道院へ入った年月に準ずるはずである。W・テスケはこれを本来の修道士的 *ursprünglich-mönchisch* 順位原則としている。これに対して教育の度合と教会の品級の程度に応じた教会の位階制的 *kirchlich-hierarchisch* 序列があり、修道院の外へ出たときと典礼の聖祭で修道士に適用された。⁽¹⁶⁾これが俗人修道士を聖職者修道士よりも低い地位に甘んじさせたのである。特にクリュニーの場合日がな一日典礼がおこなわれたことは周知の事実で、ペトルス・ダミアニをして「修道士には一日を通じて廻廊で会話を交わすことができる半時間の時間さえなかった」⁽¹⁷⁾と言わしめている。conversus にとって教会の位階制的序列は致命的なものであった。

このような状況の中で conversus も cantor になることができたであろうか。この点に関してこれまで conversus を論じてきた研究者達はほぼ一貫して、11世紀の conversus は成人になって修道院へ入ってきた者が、ラテン語の読書が可能となり典礼の参加に支障をきたさなくなるまで留まった過渡的なものであると主張した。K・ハリンガーにとってその根拠となったのが、慣習規定の編纂者ウダルリクスとオドー Odo からユーク Hugo に到るクリュニーの大修道院長の五人がすべて成人になってから修道院へ入ってきた者であるということだった。彼の考えによれば11世紀の conversus とは司祭職 *Priestertum* や修道院長という最も高い役職に就き得る存在だった。⁽¹⁸⁾但し K・ハリンガーの conversus 概念は修道院へ入った年齢で *nuturitus* と区分するものであり、cantor と対置される概念ではない。役職に登り得た例として挙げられた人々は聖職者としてクリュニーに入った cantor 達なのである。しかし conversus と cantor を対置した N・ハントにおいても、前者から後者への上昇は確認されている。⁽¹⁹⁾それはウダルリクスの「もし修道院長殿が何らかの正当な理由である conversus

を昇進させるならば⁽²⁰⁾」という一節であった。但しこれは集会室 capitulum と食堂でという条件がついており、先に述べた修道士の位階の順位を上げるケースである。K・コンスタブルも先行研究に則って conversus を一時的段階と⁽²¹⁾とらえた。

確かに11世紀には成人してから修道院へ入った俗人の中に修道院の役職に就くものがいた。例えば Uxelles の城主 Grossus 家の Jocerannus は prior になっている。彼の弟 Bernardus も財務係 camerarius から prior になり Limoges の St. Martial の修道院長に登用されている。但しすぐに prior として再びクリュニーに召還されるが。⁽²²⁾さらに高名な家系出身の miles であった Theodoricus が修道院長ユークのときに看護係 infirmarius として病人の世話をおこなった例。俗人 Dalmatius Joret が修道士となり財務係の camerarius になった例。マコン伯 Wido II が1078年、彼の妻と息子さらに30人の彼の騎士とその婦人達を連れて修道士となり、後に Souvigny の prior になった例。俗人 Girardus Viridis⁽²³⁾ が Villeneuve の prior や Marcigny の prior の socius になった例がある。つまり俗人になってから修道院に入り役職に就いたのは専ら貴族層の俗人であった。彼らにとっては infirmarius をはじめとして camerarius や prior、果ては修道院長にまで登り得たのである。

しかしながら、この少数の例を除いた他の俗人修道士はどうなったであろう。慣習規定から見ると修練士にとっては、終日院内でおこなわれた日課や秩序を学ぶことが第一であり、ラテン語の読書きの習得は特に問題となっていない。conversus に求められたラテン語の知識といえば、主祷文 pater noster あるいは第50詩篇を暗誦することぐらいであり、彼らの大多数にとってラテン語の知識⁽²⁴⁾といえばそれで尽きていた。しかし conversus の中にも詠唱をおこなえる者がいたことは確かで、Liber tramitis の中で聖ペトロの鎖の祝日と聖アンドレアの祝日に「詠唱することのできる conversus」は、sacerdos や levita⁽²⁵⁾と同じカッパ cappa を着て cantor のごとくミサに臨んでいる。だがあくまで conversus と記されており、ラテン語の知識の獲得も cantor にはしていない。長い修道生活を送るうちに読書き自体はできなくともミサを暗誦できるようになった conversus は存在したはずで、cantor のごとく扱われた conversus もこのような者達であったかもしれない。しかし典礼の肥大化の中で単なるラテン語の知識に届まらない聖職者足り得る能力を獲得することは甚だ困難であり、

教会の品級も得たわけではない。総じて11世紀の conversus にとって聖職者修道士になることは貴族出身者のみに可能な、多くの俗人には閉ざされた道であった。

とはいえ、10・11世紀において農民層も修道士に成ったことは確かである。一般に修道院へ入ろうとする者はその際に何らかの寄進、特に土地を寄進したのであるが、ベルナルドゥスの慣習規定の中に、土地又はそれに値するものを贈与することができない者は、毎年5又は10ソリドゥス solidus 支払うことで修道院へ入ることが認められている箇所がある。このことは Adalbertus とその妻 Beringa が「もし私が修道士になりたいと思うならば、(修道士達は)私を迎入れ、さらに私の妻をその死後埋葬する」ことを望んで土地1クルティルス curtilus⁽²⁶⁾を寄進した文書からも読みとれる。文面からだけでは Adalbertus が実際に修道士となったかは不明であるし、妻の埋葬分も別に寄進していることから、必ずしも彼が貧しい民衆層に属したとはいえない。しかし修道志願者の土地贈与には珍しい面積があがっている。クルティルスは家屋とそれに付随した土地からなるコンパクトにまとまった地所で、⁽²⁷⁾寄進された物件の周囲の境が記されていることから決して広い面積のものではないことがわかる。つまりこのような1クルティルスで修道士になる際の十分な贈与物件と見なされているのだ。所有した財産に関してだけでなく、身分的に不自由な者にも修道士になる道が開かれていた。修道院の直営地 decania で働く隷属民の頂点に立って土地を管理する俗人が prepositus であった。彼らは文書の証人としてしばしば名を連ねており、その身分的従属性にもかかわらず地位は高く、自らの所有地も保持している。この prepositus である Bernardus が「神の靈感につき動かされて私の魂の救済のために世を捨てることを願い」クリュニー修道院へ寄進をおこなっている。⁽²⁸⁾このミニステリアーレン層の事例に加えて、真の不自由身分である修道院の famulus Rothbertus がその息子をクリュニーに入れようとした文書がある。但しこの Rothbertus は別の文書で、彼の存命中 servus⁽²⁹⁾を所有し、死後には息子に土地の一部が相続されるように契約していることから、famulus の中でも高いランクに属していたことが推測されるが。この Rothbertus の息子は decania Bisurniacum におくられて10年間養育された後、本人の意志次第でクリュニーに入ることができた。⁽³⁰⁾当面子供の奉獻は保留されたとはいえ、famulus という院内の従属身分のものも修道士になりえたとい

える。まさに11世紀までのクリュニーは理想的にも現実にも多様な身分の出身者が共存する団体であった。

12世紀に入るとクリュニー修道院にもかげりが見えはじめる。第9代修道院長ペトルス・ヴェネラービリス Petrus Venerabilis (在1122—1156) はこの状況を刷新すべく1132年特別の会議を召集、その成果を1146年に規則statutaとして公布した。その第24条には、病気の修道士や病室で食事をとる者に「従来のごとく俗人のfamulusが奉仕するのではなく、修道士monachus又はconversus barbatiが奉仕すべきである」とある。そしてその理由として、修道士monachusは俗人のfamulusと一緒にいるよりもconversusといた方がふさわしいこと、これまでfamulusがブルグにいる家族に運んでいた病室の残飯をconversusなら盗まないだろうこと、famulusが院内で見聞きしたことをもらしていたこと、を挙げている。⁽³²⁾ これまで議論の対象となってきたのがこのconversus barbatiの性格づけであった。K・ハリンガーはペトルス・ヴェネラービリスの時代にもはや修道士ではないconversusの存在を認めるが、その根拠としてこの第24条と第48条を挙げている。⁽³³⁾ 第48条は「修道士でもconversusでもないhoc est nec monachi nec conversi」ファミリアーリスfamiliarisを修道院に入れることを禁じたものである。こうして彼は新しい型のconversusが既婚で俗人である奉仕人の職務領域を奪い、修道禁域から彼らを追出したと考えた。W・テスケも第24条からこのconversusはもはや修道士ではない別のグループであるとし、第48条でconversusは修道士共同体内の俗人修道士のための呼称ではないことを確認する。そして修道士がfamulusよりもconversusといた方が良いという規則を変える理由から、conversus barbatiは修道士とも俗人奉仕人とも明らかに異なった存在であったが、famulusよりも修道士に近く位置していたとしている。⁽³⁴⁾

このほかにconversusが記載されている条項に第39条がある。これは「我々の、ことにconversusと称される人々のnostrorum, eorum maxime qui conversi dicuntur」間に怠惰が蔓延し、その結果修道禁域内外で少数の者が読みごくわずかの者が書くほかは、修道院の壁にもたれて眠り終日無益に過ごしていることを嘆いて、手仕事opus manuumの導入を決めたものである。この簡条のconversusを解釈するにあたって重要なのが、教皇ケレンティヌス2世Celentinus

II. に宛てたペトルス・ヴェネラービリスの1143年の書簡である。そこには「学識ある者と同様、我々が conversus と呼ぶ無学⁽³⁵⁾の者に」集会室で手紙の内容を伝えたことが記されている。この conversus はラテン語に精通していない無学な者でありながら集会に litteratus とともに出席しており、K・ハリンガーがこの書簡を典拠に挙げていないことを考え合わせると、ペトルス・ヴェネラービリス時代に11世紀の古い型の conversus が存在したことは否定できない。結局W・テスケは第39条と書簡の conversus に古い型を認め、病室の conversus⁽³⁶⁾にのみ新しいタイプの出現を確認する。しかしJ・デュボワはウダルリクスの慣習規定からわかる病室の famulus の数がわずか3人と少ないことから、第24条の conversus は特別な仕事を与えられた俗人修道士で新たな conversus が存在したのではないとしている。またG・コンスタブルが11世紀の聖職者修道士は12世紀には monachus と、11世紀の俗人修道士が12世紀に conversus と呼ばれるようになったととらえているのは示唆的である。⁽³⁸⁾つまり12世紀を通じてこの二通りの修道士が存在し、それが規定の第24条と第48条に併記されたというのである。彼によると新しい型の conversus の形態的特徴の一つであると言われる鬚も、必ずしも新しいタイプを示すものではなく成人であることを示すものであるという。⁽³⁹⁾確かにペトルス・ヴェネラービリスの規定で conversus barbati と記されているのは一ヶ所だけで、同じ条項内ですら残りは conversus と記されているにすぎない。しかし何ととっても問題なのは、たとえば conversus が修道士に近い存在だとしても、conversus だけに病室で働かせるのではなく、修道士又は conversus にその任務を負わせることである。conversus がもはや修道士ではないというよりも、修道士内の狭義の修道士とは別のグループと解釈した方が自然なのではないだろうか。総じてペトルス・ヴェネラービリス時代の conversus はまだ古い型を示しており、病室での任務は新たな仕事が俗人修道士に加わったものと解し得る。但し第39条で特に conversus の怠惰を嘆いて手仕事 opus manuum を導入していることを考えると、たとえば諸雑務の担い手にすぎなかったとはいえ、典礼に参加し得た古い型の conversus とは大分様相を異にしており、次第に広義の修道士から離脱・変質し始めていたといえる。

この conversus の推移と対応するかのごとく、修道院が俗人を受入れる体制にも変化が生じていた。第35条でクリュニー修道院長の同意や許可なしに何人もクリュニーの修道士に受入れられないことが規定される。但し例外がつく。

「死に瀕して救済を望む者を除いて。もし待たせておこならおそらくは魂の気まぐれのため帰ってしまい、行おうとしている回心の試みを続けないかもしれない高貴で役立つ人を除いて。」⁽⁴⁰⁾ 次いでこの規則を行う理由として、農民・子供・老人・愚人を安易に受入れたために弊害を生じたことがあがっている。修道院へ入る俗人の規制がここに始まるが、その第一の対象は農民だったのである。さらに第48条ではファミリーリスを修道院へ受入れることが禁止されるが、その理由はファミリーリスが神に奉仕することなく手で仕事を行うこともなくしゃべって暮らし、しかも食物や衣服を与えられ扶養されていることにあった。修道院の規律の乱れの中で俗人が次第に院内から排除され、特に第35条では貴族以外の俗人に修道士になる道が閉ざされた事態が読みとれる。

このような路線は、1200年のユーク5世 Hugo V. の規則 *statua* にも受け継がれる。第5条で修道士及び *conversus* になることが規制されるが、やはり例外を設けている。「死に瀕して救済を望む者を除いて。入会を好機なので拒絶することができない高貴で役立つ人を除いて。また農業や役立つ仕事を行うのに適しかつ必要な *conversus* を除いて。」⁽⁴¹⁾ ここで初めて農業やその他の労働に従事する *conversus* が明示され、*conversus* が俗人修道士から助修士へ、古い型から新しい型へ移行したことがわかる。農民や手工業者には *conversus* の道が、貴族には修道士の道が別々に開かれたのである。つまり12世紀末までにクリュニー修道院に新しい型の *conversus* が出現、経済経営の担い手として働きつつあったのだ。但しG・コンスタブルも主張しているように、新しいタイプの出現が身分形態の変化なのか、旧型の *conversus* のほかに身分が固定・永続する新しいタイプのものが導入されたのか⁽⁴²⁾ 確証はない。

12世紀の *conversus* の変化の背景を為すかのごとく、この頃クリュニー自体が揺動していた。1080年頃まで修道院の経済は広大な所領経営から成立っていた。ところがカスティリア王フェルナンドによる金1000マンクス *mancus*、及びその息子アルフォンソによる倍額の毎年の贈与に象徴される、貨幣や貴金属の新たな財源が加わって修道院の財政は根本的に変化した。修道士の生活水準が急激に高まり支出が増大する一方で、所領経営はなおざりにされ、修道院は次第に貨幣経済に巻込まれていった。1120年以降、修道院が多量に撒散らした貨幣のために貨幣価値が下落、物価が上昇して予算の均衡が破れ、修道院の財

政は危機に陥った。ペトルス・ヴェネラーピリスは経済の再建を目ろんで所領経営に立返ろうとしたが、結局借金財政に進んだ。⁽⁴³⁾

1130年頃早くもクリュニーは金110オンス uncia を Petrus de Montemedio から借りている。⁽⁴⁴⁾ また1149年には修道院の負債は銀2000マルク marca に達しており、これを埋めるためにウィンチェスタの司教ヘンリーは金1000オンスを融通する。後者の契約で注目すべきことは市民 burgensis 21人が保証人としてあがっていることである。そのうち2人は商人 mercator と記されている。⁽⁴⁵⁾ 建設当初10人余の修道士が住むにすぎなかった修道院の周囲に、農民・修道院で働く従僕・貧者、さらに商人や手工業者も集まってブルグを形成・発展させていったことがわかる。やがて修道院側はブルグの住民の実力を無視し得なくなる。1145年ペトルス・ヴェネラーピリスは15歳以上のすべての市民と協定を結び、市民がクリュニーの敵と交際することを禁じ、修道院長の求めに応じて武装・出動したりブルグの防衛にあたることを取決めた。反対給付は戦死者の修道院墓地への埋葬と死者供養であり、クリュニーの外にいる同盟者の保護もうたわれた。⁽⁴⁶⁾ また1161～1172年にステファヌス 1 世 Stephanus I. によって、1188年にはユグ 4 世 Hugo IV. によって市民の権利が確認されている。⁽⁴⁷⁾

ペトルス・ヴェネラーピリスの規則第24条に famulus がブルグにいる家族に残飯を運んだり院内で見聞きしたことをもらすことが記されていた。これはオディロー Odilo 時代に院内で厳格な規律に服して暮らした未婚の famulus とは様相を異にした、既婚でブルグに家族をもつ外的接触度を増した危険な存在としての famulus が登場したことを示す。修道院の発展が貨幣経済を導き、内には財政危機、外にはブルグの形成と伸張を促し、皮肉にも修道院を大きく揺振ったのである。

ペトルス・ヴェネラーピリスの規則はこうした修道院の状況を実によく反映している。⁽⁴⁸⁾ 当時修道士達は明らかに奢侈に流れていた。蜂蜜や香料の入ったブドウ酒 pigmentum が禁止され（第11条）、修道士の衣服に対する恥ずべき執着が嘆かれた（第16条）。一定のものを除いた毛皮の禁止（第17条）、白や黒の廉価な布から出きたベッドの上掛けを使用すること（第18条）が説かれる。さらに経費の削減を目ろんで亡き修道士の記念のための praebenda（貧者への飲食の饗応）が日に50人分に制限される（第32条）。120本の蠟燭を点したという corona の点灯も計7日の祝日に限定される（第52条）。これらの状況と対応し

て興味深いことは、祭儀執行を行い得ないような者を聖職者身分から排除しようとする傾向があったことである。第36条では未熟な児童を修道士として受入れた弊害から、20歳になるまで児童は修道士になれないことを規定している。また第43条では青年 *adolescens*、無学な者 *illiteratus*、無分別な者等が司祭に叙品されることを避けるために、叙品年齢を30歳、少なくとも25歳と定めている。読書きの能力を欠く *conversus* が聖職者範疇から明確に分離していく要因がここに読みとれる。しかしこういった修道院の変化は修道士側だけにとどまる問題ではなかった。

第23条では在俗聖職者や俗人の、ことに *famulus* の院内への出入りが絶えなかったために彼らが修道士とあまり変わらなくなってしまったことが挙げられている。農民・子供・老人・愚人を安易に受入れたために修道院が疲弊したこと（第35条）、*conversus* が終日無益に過ごす姿（第39条）、仕事もせずにしゃべって暮らすファミリーアリスの存在（第48条）は先に見た通りである。修道院の名声にひかれて多数の俗人が来院、それが必然的に規律の弛緩につながったのである。しかも当時修道士の数はかつての60～80人から300～400人に達している（第55条）。こうしてペトルス・ヴェネラービリスは修道禁域からできるだけ俗人を排除しようとする。病室で働く *famulus* が修道士又は *conversus* に代わったのはこのような傾向の中でであった。G・デュビーも病室での *conversus* の採用を、経済的動機ではなくて第39条のごとく無為に過ごすのを防ぐためであるとしている。このように見てくると、第35条で特に農民層が修道志願者から排除されたことは、修道院の再興を計るなかで不可避の対策だったといえる。

ところでユーグ5世の1200年の規則の第5条であるが、ここでもまず俗人・農民・老人・その他あらゆる種類の不具者をあまりにも安易に受入れたことによって修道院が悩まされていることが記されている。これは同条項だけではない。第4条に不具者や役立たない人を受入れることによって災いが忍んだこと、第6条では児童を機が熟さないうちに性急に受入れたために修道院が損われ、宗教上の活動も妨げられていることがあげられている。つまりペトルス・ヴェネラービリスの第35条「クリュニー修道院長の同意や許可なく何人もクリュニーの修道士に受入れられない」という一文とその例外規定にもかかわらず、1200年になってもまだ修道院に貴人以外の人が入って来ているのだ。いわば第

5条で例外として修道院へ入ることを認めた者の規定に「農業や役立つ仕事をを行うのに適しかつ必要である conversus」をつけ加えたのは、民衆身分のものを排除しきれなかったことに対し、新たな対策を打出したものといえる。

J・フェヒターは、回心の際修道院にもたらされる嫁資物件つまり土地の大きさと文書に記された寄進者のタイトルから修道士の出身階級を割り出し、11世紀後半にそれまで農民出身者がかなりいた状態から貴族層がふえ、翌世紀⁽⁵⁰⁾までには貴族層のみに占められるようになると結論した。これに対してW・テスケは、ペトルス・ヴェネラーピリスの第35条の入会者を制限する条項に、修道院が様々な社会層の出身者から成る共同体でなくなる端緒を見出した。⁽⁵¹⁾しかし12世紀末になってもまだ修道院に農民・老人・子供等が入ってきていることは事実で、修道院の閉鎖性の実態という意味で両者とも疑問視せざるを得ない。だがこのように民衆層の俗人を修道士構成員から排除したことを明文化したことは、理念的に貴族層と利害の紐帯を結んだことを示し、貴族的体制を一層強化するものであったといえる。こうして1314年頃エンリクス1世 Henricus I. の規則 *statuta* 第71条に再度ペトルス・ヴェネラーピリスの第35条の入会制限規定が繰返される。⁽⁵²⁾

つまりクリュニー修道院にとって新しいタイプの conversus の出現とは、修道院の体制の変化の中で修道士構成員の変革を狙って出てきたものなのである。従ってこのような背景をもつクリュニーの助修士は明らかに農民・手工業者を主体とする民衆層から成っており、貴族出身者も加わっていたというシトー会⁽⁵³⁾やヒルサウ修道院とは著しい対象をなす。尚本稿では修道士構成員の身分確定という意味で、近年盛んとなっているネクロロギウムを中心とする分析成果を考慮しておらず、問題を残していることを断わっておく。

(注)

- (1) シトー会については M.Töpfer, *Die Konversen der Zisterzienser*, Berlin, 1984. 今野國雄「12・3世紀における修道院経済の変貌」『社会経済史大系』, 第2巻, 弘文堂, 1960年, 『西洋中世の社会と教会』, 岩波, 1973年所収。
- (2) K・ハリンガーは助修士の起源を追究する論文の中で、様々な地域や時代にまたがる各宗教団体を、その差異を看過して無批判に検討した。(K.Hellinger, "Woher kommen die Laienbrüder?," *Analecta Sacri Ordinis Cisterciensis*, vol.12, 1956, pp.1—104.) これと対象的に J・デュボワは特定の時代や場所で得られた結論を一般化することを問題にし、むしろ conversus の担った

仕事や置かれた地位等、同じ問題を異なった修道院に設定、比較することが重要であると個別研究の必要性を主張した。(J.Dubois, “L’institution des convers au Xlle siècle,” *I laici nella “societas christiana” dei secoli XI e XII*, Milano, 1965, in: *Histoire monastique en France au Xlle siècle*, London, 1982, p.261.) ここでとりあげるクリュニー修道会は最盛期には2000院に達したとも言われており、母院と傘下の修道院の体系、各修道院の独自性については未だ解明されたとは言い難い。従って対象を母院に限定することにする。

- (3) いわゆるファルファ Farfa の慣習規定は11世紀前半に成立。ここでは Ed. P.Dinter, *Liber tramitis aevi Odilonis abbatis, Corpus Consuetudinum Monasticarum*, vol.10, Siegburg, 1980. (以下 Lib. tram. と略記) を使用。ベルナルドゥス Bernardus とウダルリクス Udalricus の慣習規定は同世紀後半に成立。Ed.M.Herrgott, “Ordo Cluniacensis per Bernardum,” *Vetus disciplina monastica*, Paris, 1726, pp.133—364. (以下 Bernardus と略記); Ed.J.P.Migne, “Antiquiores consuetudines Cluniacensis monasterii: collectore Udalrico monacho Benedictino,” *PL*, vol.149, Paris, 1882, col.635—778. (以下 Udalricus と略記)
- (4) Udalricus II, 28(col.714): ‘ut legant, et cantent, qui hoc sciunt; et qui aliud non valent, candelabra et thuribula portent.’
- (5) K.Hallinger, op.cit., p.15.
- (6) N.Hunt, *Cluny under Saint Hugh 1049—1109*, London, 1967, p.89; W.Teske, “Laien, Laienmönche und Laienbrüder in der Abtei Cluny I,” *Frühmittelalterliche Studien*, vol.10, 1976, p.289; id., “Bernardus und Jocerannus Grossus als Mönche von Cluny,” *Ordensstudien*, vol.1, Berlin, 1980, p.18.
- (7) Udalricus II, 10(col.706): ‘unum est pueris, alterum cantoribus, tertium idiotis.’; Bernardus I, 18(p.175): ‘unum est pueris, id est medium, duo Sacerdotibus & Levitis, id est superiores, duo alia Cantoribus aliis, & Conversis, id est inferiores.’
- (8) W・テスケによればファルファで33回, servitor としては2回, ベルナルドゥスでは16回, servitor としては1回, ウダルリクスでは7回, この任務であらわれている。(W.Teske, “Laien, Laienmönche— I,” p.290.)
- (9) Ibid., p.291; id., “Bernardus—,” p.19.
- (10) 例えば行列について詳細に記述している Lib. tram. を見ると, conversus が十字架・燭台・香炉・聖水を持つのは, 降誕祭の行列13.4 (p.23), マリアお潔めの祝日の蠟燭行列31.3 (p.41), 枝の主日の行列54.2 (p.68) ではその他, 聖ペトロの聖画像, 教皇マルクスやパーテル達の聖遺物, 教皇グレゴリウス1世の聖遺物箱も持っている。さらに復活祭の行列58.2 (p.89), 祈願祭の行列70.2 (p.104) では十字架と聖水のみを持ち, マリア被昇天100.4 (p.150) の行列では聖水を持っていない。
- (11) Bernardus I, 46 (p.238) では conversus と記されているが, Udalricus II, 38 (col.727) には idiota とある。

- (12) Lib. tram. 195.5 (p.276)「sacerdos ならば sacerdos が……levita ならば levita が, 俗人 laicus ならば俗人が」‘Si sacerdos fuerit, sacerdotes…… si leuita fuerit leuite; si laicus layci.’; Udalricus III, 29(col.773)
「品級があるにしろないにしろ同位である者が」‘qui ejus sunt similes vel in ordine vel sine ordine’
- (13) Lib. tram., 31.3(p.41), 195.5(p.275):‘conuersi qui nesciunt cantare’
- (14) Ed.G.Constable, *The letters of Peter the Venerable*, vol.1, Harvard, 1967, 112(p.300):‘illiteratis quos conuersos uocamus’
- (15) G.Constable, “《Famuli》 and 《Conversi》 at Cluny,” *Revue Bénédictine*, vol.83, 1973, in: *Cluniac Studies*, London, 1980, pp.339—340.
- (16) W.Teske, “Laien, Laienmönche— I,” pp.303—304; id., “Bernardus—,” pp.21—22.
- (17) Petrus Damiani, Epistola, J.P.Migne, *PL*, vol.144, Paris, 1867, col. 380:‘vix per totum diem unius saltem vacaret horæ dimidium, quo fratribus in claustro licuisset miscere colloquium.’
- (18) K.Hallinger, *Gorze—Kluny*, Roma, 1950, 2nd ed., 1971, pp.522—524; id. “Woher kommen—,” pp.14—16.
- (19) N.Hunt, op.cit., p.90.
- (20) Udalricus II, 30(col.720):‘si domnus abbas propter aliquam rationabilem causam quemlibet conversum levaverit’
- (21) G.Constable, “《Famulus》—,” p.336.
- (22) W.Teske, “Bernardus—,” pp.12—16. クリュニー修道院には院長 abbas に次ぐ地位を保持する prior major とこれを補佐する prior claustralis がいた。また分院長のことも prior と呼んでいる。
- (23) W.Teske, “Laien, Laienmönche— I,” p.319.
- (24) Ibid., pp.315—317.
- (25) Lib. tram., 95(p.144):‘conuersi qui sciunt cantare’; 135(p.195):‘conuersi qui cantare ualent’
- (26) Bernardus I, 5(p.145).
- (27) Ed.A.Bernard et A.Bruehl, *Recueil des chartes de l’abbaye de Cluny*, 6vols., Paris, 1876—1903 (以下Cと略記). C.301(927—942):‘si voluntas michi venerit ut monachus sim, recipiant me, et uxorem meam post obitum suum sepeliant.’
- (28) クリュニー修道院の所領におけるクルティルスについては, G.de Valous, *Le domaine de l’abbaye de Cluny aux Xe et Xle siècles*, Paris, 1923, pp.70—73.
- (29) C.3136(1049—1109):‘divina inspiratione conpunctus, pro salute anime meę, seculum deserere cupiens’
- (30) C.3756(1100).
- (31) C.3021(1049—1109).
- (32) Ed.G.Constable, “Statuta Petri Venerabilis abbatis Cluniacensis,”

- CCM, vol.6, Siegburg, 1975, pp.19—106. なおこの規則に関しては本文中に条数を示すことで注を省略する。‘nullus, ut fieri solebat, famulorum laicorum serviat, sed monachi tantummodo aut conversi barbati.’
- (34) W.Teske, “Laien, Laienmönche und Laienbrüder in der Abtei Cluny II,” *Frühmittelalterliche Studien*, vol.11, 1977, p.289.
- (35) G.Constable, “The letters—,” vol.1, 112(p.300): ‘tam litteratis, quam illiteratis quos conuersos uocamus’
- (36) W.Teske, “Laien, Laienmönche—II,” p.290.
- (37) J.Dubois, op.cit., p.227.
- (38) G.Constable, “《Famuli》—,” p.348.
- (39) Ibid., p.347.
- (40) ‘nisi ad succurrendum, exceptis magnis et utilibus personis, quae si differrentur levitate fortassis animi retrocederent, nec in incepto conversionis proposito permanerent.’
- (41) Ed.J.P.Migne, Hugonis V. abbatis Cluniacensis decimi septimi statuta, *PL*, vol.209, Paris, 1855, col.831—896. この規則に関して本文中に条数を示すことで注は省略する。‘nisi ad succurrendum, exceptis nobilibus et utilibus personis, quibus non possit ingressus commode denegari, et exceptis illis conversis, qui apti et necessarii sint ad agriculturam, vel ad opera utilia exercenda’
- (42) G.Constable, “《Famuli》—,” p.349.
- (43) クリュニー修道院の財政の変化については, G. Duby, “Le budget de l’abbaye de Cluny entre 1080 et 1155,” *Hommes et structures du moyen âge*, Paris, 1973, pp.61—82.
- (44) C.4012(1130).
- (45) C.4142(1149).
- (46) J.Fechter, *Cluny, Adel und Volk*, Tübingen, 1966, p.101.
- (47) C.4205(1161—1172); C.4329(1188).
- (48) ペトルス・ヴェネラービリスの規則については, D.Knowls, “The reforming decrees of Peter the Venerable,” *Petrus Venerabilis 1156—1956*, Roma, 1956, pp.1—20.
- (49) G.Duby, “Le monachisme et l’économie rurale,” *Hommes et structures du moyen âge*, Paris, 1973, p.391. この論文に先立つ “Le budget de l’abbaye de Cluny entre 1080 et 1155.” の中で famulus に代わって conversus を導入する理由をより少ない費用で仕事を行うことができることに求めている (p.74)。病室で働く famulus は年に40デナリウス受取っている (p.65)。
- (50) J.Fechter, op.cit., p.2.
- (51) W.Teske, “Laien, Laienbrüder—II,” pp.293, 314, 316 etc.
- (52) Ed.G.Charvin, *Statuts, chapitres généraux et visites de l’ordre de Cluny*, vol.1, Paris, 1965, pp.121—122.
- (53) M.Töpfer, op.cit., pp.38, 183 etc. 本富彰広「南ドイツの改革修道院における

助修士」『史観』，第106冊，1982年，46頁。

（筆者の住所：〒150 渋谷区東1 - 6 - 15）